

令和8年6月八千把コミュニティセンターだより(おもて面)

| 日 | 曜 | 校区各団体・市の行事・その他 | 小中学校・PTA・クラブ関係等 |
|----|---|-----------------------------------------------------------|-------------------|
| 1 | 月 | 八千把コミュニティセンター貸出日(7月分) | |
| 2 | 火 | 福祉推進協議会役員会 13:30~ | |
| 3 | 水 | 民生委員・児童委員定例会 13:30~ | |
| 4 | 木 | | <八千把小>5年集団宿泊教室1日目 |
| 5 | 金 | 田中町公園愛護会(中央公園他)9:00~ | <八千把小>5年集団宿泊教室2日目 |
| 6 | 土 | | |
| 7 | 日 | | |
| 8 | 月 | | |
| 9 | 火 | 更生保護女性会役員会 13:30~ | |
| 10 | 水 | | |
| 11 | 木 | | |
| 12 | 金 | | |
| 13 | 土 | | <四中>八代中体連総体 |
| 14 | 日 | 会地公園愛護作業 8:00~ | |
| 15 | 月 | 田中町公園愛護会(中央公園他)9:00~ | |
| 16 | 火 | | |
| 17 | 水 | | |
| 18 | 木 | 老人クラブ例会 9:30~ | |
| 19 | 金 | 福祉協議会いきいきサロンサポーター研修 10:00~ | |
| 20 | 土 | | <四中>八代中体連総体 |
| 21 | 日 | | <四中>八代中体連総体・登校日 |
| 22 | 月 | | <四中>振替休日 |
| 23 | 火 | | |
| 24 | 水 | 町内長三役会 9:00~ | |
| 25 | 木 | 町内長例会 9:00~ 田中町公園愛護会(中央公園他)9:00~ 小・中学校、ナイター貸出日(7月分) | |
| 26 | 金 | | |
| 27 | 土 | | <四中>八代中体連総体 |
| 28 | 日 | | <四中>八代中体連総体 |
| 29 | 月 | | |
| 30 | 火 | | |

生涯学習自主クラブ・体育協会等

| クラブ名 | 活動日 | 開始時間 | 場 所 |
|----------------------|------------|-------|-----------------------|
| 生涯学習自主クラブ | | | |
| フラワーアレンジ | 10・24 | 19:00 | 八千把 コミュニテ ィセンター |
| 大 正 琴 | 8・22 | 9:30 | |
| 木曜囲碁クラブ | 4・11・18・25 | 13:30 | |
| 気功養生体操 | 4・11・18 | 13:30 | |
| 太 極 拳 | 2・9・23 | 9:30 | |
| フ ラ ダ ンス | 7・14・21・28 | 19:30 | |
| ス マ イ ル | 4・11・18・25 | 13:30 | |
| 古典講読の会 | 13・27 | 10:00 | |
| ゲートボール愛好会 | | | |
| 役 員 会 | 9 | 8:30 | 市民球場会議室 |
| 愛 好 会 | 17 | 8:30 | サブグラウンド |
| グラウンドゴルフ | | | |
| 大 会 日 | 8 | 9:30 | 会地公園 |
| 練 習 日 | 1・15・22・29 | 9:30 | |
| 若宮愛好会 | | | |
| 記 録 会 | 8 | 9:00 | 市民球場 |
| 練 習 日 | 1・15・22・29 | 9:00 | サブグラウンド |
| 卓 球 愛 好 会 | 金・土・日 | 20:00 | 四中体育館 |
| 中1グラウンドゴルフ愛好会 | | | |
| 練 習 日 | 5・12・19・26 | 9:00 | 市民球場 サブグラウンド |

金婚夫婦を表彰します

- 対象
 - 昭和51年1月1日~昭和51年12月31日までに結婚又は婚姻されたご夫婦
 - 昭和50年以前に結婚又は婚姻をされたご夫婦で、これまでに金婚夫婦表彰を受けたことがないご夫婦

- 申込期間
6月1日(月)~7月3日(金)

- 申込場所
高齢者支援課(本庁舎1階)、各支所地域振興課、各校区コミュニティセンターの窓口

- 申込方法
申込場所に設置してある申込用紙に記入し提出してください

- 式典開催日

令和8年10月下旬予定

問合せ先 高齢者支援課高齢者福祉

☎33-4436

八代市不動産公売会を開催します

【内容】

本市では、税の公平性を保つため、滞納処分として差押えた不動産の公売会を行います。

- 公売方法:期間入札

- 入 札

○と き:令和8年7月21日(火)
~令和8年7月23日(木)
各日 午前9時から午後4時まで

○ところ:八代市役所本庁舎1階納税課(8番窓口)

- 公売物件

- ①海士江町字下毛 3002番3、3002番4の土地+建物
- ②鏡町鏡村字清水 596番2の土地(宅地)
- ③田中西町14号13番の土地+建物
- ④古城町字新開 2323番1の土地(宅地)
- ⑤長田町字大曲 3797番の土地(田)
- ⑥竹原町字 土器 1495番の土地(田)

※⑤・⑥の入札参加には農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要です。

- 問合せ=納税課 ☎ 33-4109

令和8年6月八千把コミュニティセンターだより(裏面)

<作成者> 八千把コミュニティセンター 電話：35-0660

※掲載希望の方は毎月20日頃までに原稿をコミュニティセンターへご提出ください。

2026年5月

消費者情報

八代市(氷川町・芦北町)消費生活センター

電話：0965-33-4162



5月は消費者月間です。消費者月間は、毎年5月に消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題の啓発や教育を行う期間です。令和8年度の消費者月間統一テーマは「見える情報。見えない仕組み～AI時代の消費者力を高めるために～」です。スマホを開くと次々に新しい動画や広告がふれ出します。私たちは日々、自分の意思で情報を得ているつもりですが、実際は目に入る順番や表示により巧みに誘導されています。見える情報だけで意思決定をせず、その仕組みを理解し、あえて間を置き「本当に必要か」を考え、立ち止まる時間を意識的に作る事が重要です。

相談事例

【1】SNSの広告からしわ伸ばしクリームを購入したら定期購入契約になっていた(50代男性)

動画投稿型SNSの広告からしわ伸ばしクリームを初回特別価格2,178円のコンビニ後払いで購入しました。注文する際は定期購入との記載はなかったと思いますが、1カ月もしないうちに2回目の商品が送られてきました。2回目の商品はしわ伸ばしクリーム4本で19,734円の請求書が入っていました。1回限りのつもりで購入したため、販売会社に電話したところ「2回目の返品には応じますが、解約する場合は単品通常価格11,088円から初回特別価格を差し引いた差額分8,910円をお支払いください。」と言われました。納得いかないのでもホームページを確認したところ小さい文字で定期購入の記載がありました。支払わなくては行けないのでしょうか。

<助言>

消費生活センターで販売会社のホームページを確認しました。利用規約には返品・返金に関する内容について、初回特別価格での購入は定期購入契約が条件となっており、初回のみで解約する場合は単品通常価格での購入になるため差額分の支払いについての記載がありました。ホームページの広告にも同様の記載がありました。相談者は注文した際、購入したサイト及び最終確認画面に定期購入の記載はなかったといわれましたが、スクリーンショット等を撮っていたわけでもなく確認することができませんでした。特定商取引法では通院販売はクーリングオフ・オフの対象外であり原則、販売会社の規則に従うこととなります。知らなかった、規約を読んでいなかったことを理由に初回特別価格での解約交渉はできません。通信販売で商品やサービスを契約する際は、利用規約や最終確認画面をよく読み、納得した上で購入するように助言しました。

【2】SNSの広告から子犬のロボットを代引購入したら粗悪品が届いた。返品、返金希望(60代女性)

動画投稿型SNSの広告から子犬のロボットを代引き払いで購入しました。広告で見たときは1体3,900円、2体で6,000円程度の価格だったと認識していたのですが届いた商品は1体6,017円でした。中身を確認すると広告で見たものとは全く違う粗悪品が入っていました。箱に記載のある代行返品交換センターに電話しましたがオペレーターには繋がりませんでした。販売会社名、所在地、連絡先も不明です。どうしたらよいのでしょうか。

<助言>

販売会社が不明の場合、消費生活センターでも連絡を取ることはできません。一度お金を払ってしまおうと取り戻すのは困難です。運送会社に事情を説明し、返金依頼と販売会社の連絡先を問い合わせよう助言しました。今後、注文していないものが代引きで届く可能性があるため家族で情報共有し、代引きで荷物が届いてもお金を払わないこと、荷物を受け取らないよう助言しました。

消費者へのアドバイス

- ・注文する前に販売サイトの住所、連絡先を確認しましょう。
- ・希少品やブランド品が大幅に値引きをされているなど少しでも怪しいと思ったら注意が必要です。
- ・代引き配達だからと安心せず、インターネット通販の仕組みや特徴を理解しましょう。

八千把校区スポーツ協会通常総会が開催されました。

令和8年4月22日(水)に八千把コミュニティセンターで、令和8年度八千把校区スポーツ協会通常総会が開催されました。

議事では、令和7年度の事業報告及び決算報告・監査報告、令和8年度の事業計画及び予算、内規の改正等について、承認されました。

見守り新鮮情報

<事例1>

ネットで約千円のサプリを注文した。届くのは1箱だと思っていたのに、6箱届き請求額は2万円だった。間違いだと思い業者に電話すると「3カ月コースの注文を受けている」と言われた。サイトを改めて確認したところ「3カ月コース」にあらかじめチェックが入っていた。納得がいかないのでも返品したい。

<事例2>

先月ネットでDVDをクレジットカードで購入した。今月になって、覚えのないサブスクリプションの引き落とし確認メールが来た。月額約300円で中古本を無料で購入できるというサービスだった。DVDを購入した事業者の申込画面を調べてみると、サブスクリプションに入会する選択肢に最初からチェックが入っており、チェックを外さないまま注文すると入会となることが分かった。

【ひとこと助言】

○ネット通販で、消費者が気づきにくいあたりで、追加料金がかかる選択肢にあらかじめチェックが入っているなどの表示設定をしているサイトがあります。このような手法があることを知り、必ず注文確定前に確認しましょう。

○ネット通販を利用する際は最終確認画面などで、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件など自分が申し込む内容をよく確認しましょう。

○特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。契約画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

○困ったときは、お住いの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

～気を付けて！不安をあおる分電盤の点検商法～

○分電盤を含む家庭用の電気設備については4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。

○分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。

○分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。

○特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、早めにお住いの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

図書館講座「木のおもちゃ ～子どもの木育 大人の脳活～」

おもちゃコンサルタントマスターの講師と一緒に

木のおもちゃに触れて遊ぶ講座です。

日時：6月21日(日曜日) 13時30分～

講師：木原 有紀 氏

場所：市立図書館 本館

定員：30名(要申込・先着順)

対象：どなたでも(赤ちゃん～大人の方まで)

申込：5月21日(木曜日)受付開始

申込方法：ホームページ・電話・各図書館カウンター

詳しくは図書館ホームページまたはチラシをご覧ください。

チラシの配布場所は、図書館3館と八代市役所本庁です。

問い合わせ：本館 Tel(0965)32-3385

せんちょう分館 Tel(0965)46-1901

かがみ分館 Tel(0965)52-5567